

04 総務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

Table with columns: 管理コード, 重要事項(事項名), 該当法令等, 制度の現状, 高規格提案に係る規制の特色・多岐, 求める措置の具体的内容, 具体的事業の実施内容・提案理由, 措置の分類, 措置の内容, 各府省庁からの提案に対する回答, 再検討要請, 提案主体からの意見, 「措置の分類」の見直し, 「措置の内容」の見直し, 各府省庁からの再検討要請に対する回答, 再々検討要請, 提案主体からの再意見, プロジェクト名, 提案事項番号, 提案主体名, 都道府県, 制度の所管・関係府省庁. Rows include items like '地方自治法の改正', '地方議会における準備員制度について', '個人の公金取扱いの制限の緩和', etc.



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	高次政策・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的な内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁		
0420140	救命士による心肺機能停止前の静脈確保と輸液について	救命士法第44条第1項	救命士による心肺機能停止前の静脈確保と輸液は認められていない。		出血性ショックや、明らかな脱水等を呈している傷病者に対し、直接メディカルコントロール下において救命士による静脈確保、輸液処置により、防ぎ得た死亡の削減に寄与する。	現在の救命士法では、省令により心肺機能停止状態の患者に対して医師の指示のもとに定められた医療行為(特許行為)が例示されていますが、交通事故等の傷病者や熱中症者、消化管出血等の出血性ショックの傷病者に対して心肺機能停止前に静脈確保と輸液を実施することは出来ません。つまり現状では、救命士は目前で血圧が低下し、生命徴候が失われて休傷病者を見守るしかなく、心停止を待ってようやく輸液が施行可能となる状況です。これは、防ぎ得た死亡(Preventable Death)以外のなにものでもありません。実際、ドクターヘリで出動し現場で輸液のみの医療行為を遂行した28例の検討は、現場の平均血圧68.3±17.4mmHgが病室時には98.5±28.3mmHgへ回復しており、統計学的に有意差を持つ循環動態の改善に輸液の効果は裏付けされました。さらに現場で循環動態が不安定であった29例の検討では、現場での全例に輸液を行い、さらに9例に救命救急隊員に輸液処置を遂行することで、予測生存率が現場の0.56±0.38から病室時に0.65±0.38に改善し、輸液の効果は予後にも影響することが示されました。そこで、救命士による心肺機能停止前の静脈確保と輸液を提案いたします。傷病者が出血性ショックの状態から心停止に至る前に、救命士により静脈確保が実施できれば、防ぎ得た死亡(Preventable Death)の削減に大きく寄与すると考えます。適切な地域メディカルコントロール体制が整備されていることが必須の条件とし、さらに実際の現場で遂行する際の医師の指示下である直接メディカルコントロールとした上で、本提案を認めていただきたいと思います。	-	-	救命士法を所管する厚生労働省において、現在「救命士業務のあり方等に関する検討会」が開催されており、救命士の配置範囲全般について検討を行うものも開催している。救命士の配置範囲については当該検討会における検討を踏まえ判断されるもの。	-	-							1 0 5 2 3 0 3 0	1 0 5 2 3 0 3 0	印旛地域救急総務メ ディカルコ ントロール 協議会	千葉県	総務省 厚生労働省	
0420150	地方公共団体の議員および長の選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	地方自治法第18条 公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満20歳以上の者が引き続き3年以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。		公職選挙法第9条に次の一項を追加する。 地方公共団体は、第二項に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。	①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で選挙権年齢を20歳から引き下げられるようにする。全国で18歳以上に約269万人、16歳以上に約25万人の有権者が増え、若者の意見を政治に反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の活性化に資する。②2007年5月に成立した日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)は投票権年齢を18歳にするのと、2010年までに公職選挙法(選挙権)や民法(成年)の年齢を引き下げない必要法制上の措置を講ずるとしている。③世界189ヶ国・地域のうち169ヶ国・地域(89.4%)が18歳で選挙権を保障している。G8は日本以外、OECD30ヶ国(日本と韓国(19歳)以外)が18歳である。ドイツなどは州単位で選挙権・被選挙権年齢を定めていて、5州で18歳以上19歳以下で、19歳以上12歳以上と未成年者に保障する地方公共団体が2009年時点で144府県で増えた。④2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題となる。	C	I	選挙権年齢の問題については、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関係も十分考慮しながら検討すべき事項である。なお、日本国憲法の改正手続に関する法律(国民投票法)において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が公職選挙に参加することができることとなるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な制度上の措置を講ずるものとする」とされているところである。いずれにせよ、地方選挙も選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、国会の各党各派間で十分に議論される必要がある。	C	I								1 0 5 6 1 0 1 0	1 0 5 6 1 0 1 0	特定非営利活動法人 Rights(ライツ)	東京都	総務省
0420160	地方公共団体の議員および長の選挙権年齢を、当該地方公共団体の条例で公職選挙法を下回る年齢に規定できる。	地方自治法第19条第1項 公職選挙法第10条第2項	日本国民で、年齢満25歳以上の者が、その属する地方公共団体の議会の議員及び市の市長、市町村の議会の議員の選挙権を有する。年齢満30歳以上の者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び市の市長、市町村の議会の議員の選挙権を有する。		公職選挙法第10条に次の一号を追加する。 地方公共団体は、前四号に規定する議会の議員及び長の選挙権の年齢に関する要件を下回れば、当該地方公共団体の条例で定めることができる。	①地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において、各地方公共団体の判断で被選挙権年齢を25歳(30歳)から引き下げられるようにする。全国で25歳以上から20歳以上に約731万人、18歳以上に約269万人増え、若者の意見を政治に直接反映させることができ、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の活性化に資する。また、たとえ立候補しなくても議員や市長(区長)などは厳密に民意の選択に委ねられている。②世界189ヶ国・地域のうち110ヶ国・地域(57.6%)が18歳で選挙権を保障している。G8ではイギリス・ドイツ・カナダなどが19歳で、ドイツでは10代の議会議員が誕生しているほか、アメリカでも地方によっては18歳で10代の市長・町長などが誕生している。③2000年に成立した地方分権一括法で機関委任事務が廃止されたが、法執行や徴税といった国にある権限や財源の地方移譲にとどまる。今後は地方のことは地方で決める地方主権の観点から、ルールや制度をつくる立法権限の委譲が分権改革の中心課題となる。	C	I	被選挙権年齢引き下げについては、その職務内容や選挙権年齢とのバランスを考慮しながら検討すべき事項であり、選挙の基本に関わる問題であるので、地方選挙の被選挙権についても、まずは国会の各党各派間で十分に議論される必要がある。	C	I							1 0 5 6 0 2 0	1 0 5 6 0 2 0	特定非営利活動法人 Rights(ライツ)	東京都	総務省	
0420170	市町村の議会の議員の選挙について選挙区を設けるときは、当該市町村の条例で世帯別とする年齢を規定できる。	公職選挙法第12条第4項及び第19条第6項から第9項まで	選挙は一定の区域を単位として行われる。市町村の議会の議員の選挙については、原則として選挙区を設ける。第6項に規定する選挙区を設けるときは、それを世帯別の単位として行うことができる。第9項に規定する選挙区を設けるときは、それを世帯別の単位として行うことができる。		公職選挙法第15条に次の一項を追加する。 市町村は、その議会の議員の選挙につき、第6項に規定する選挙区を設けるときは、それを世帯別の単位として行うことができる。	少子高齢・人口減少社会を迎えるなか、各世帯の意見を投票率に高比重に反映する人口に応じた選挙区を設けることで、世代間格差の少ない持続可能な社会の構築に資する。あわせて若者が身近な地方政治に参加することで政治意識を高め、地域の活性化に資する。	C	I	ご提案の趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、選挙区の設定は、選挙の基本に関わる問題であることから、各党各派間において十分に議論される必要がある。	C	I						1 0 5 6 0 3 0	1 0 5 6 0 3 0	特定非営利活動法人 Rights(ライツ)	東京都	総務省		
0420180	NPO法人が整備するソーラ事業への整備補助金と売電価格適用の緩和。 (「売電専用」と「公共施設」の「一般家庭・戸建住宅」設置のソーラ事業)	地方自治法第23条第4第2項、第7項	NPO法人が「ソーラ発電所(2MW)の整備・発電事業」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル無償設置による売電等の事業」をすることで、市政財と住民への負担を軽減し、地域での太陽光発電の普及を促進する。		NPO法人が「ソーラ発電所(2MW)の整備・発電事業」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル無償設置による売電等の事業」をすることで、市政財と住民への負担を軽減し、地域での太陽光発電の普及を促進する。	NPO法人が「ソーラ発電所(2MW)の整備・発電事業」と「公共施設(学校、庁舎等)と一般家庭・戸建住宅へのソーラパネル無償設置による売電等の事業」をすることで、市政財と住民への負担を軽減し、地域での太陽光発電の普及を促進する。	D	-	一般的に公共施設等の行政財産を本来の目的以外に使用する場合においては、現行法上、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可により認められるもの。また、同法第238条の4第2項に定める要件に合致する場合においては、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限りにおいて、貸し付け、又は私権を設定することは認められているところ。	D	-						1 0 5 9 0 2 0	1 0 5 9 0 2 0	湘ドゥプロコム	高知県	総務省 文部科学省		
0420190	短時間勤務職員の雇用の確保	地方公共団体の一般職の任用職員に関する法律	地方公共団体の一般職の任用職員は、任用期間が3年(例外5年)を超えない範囲で任用権者が定める。		ワークシェアリングの推進と、非正規任用職員の身分及び雇用の安定。さらに公務労働の生産性向上に資するため、草加市においては、地方公務員法第24条の規定に基づき条例で定める職員の勤務時間等の事項を弾力化し、短時間、短日数勤務職員についても、条例で別に定める範囲及び条件に基づいて、任用の定めのない職員として任用し、あわせて、当該職員が地方公務員等共済組合に加入できる旨を規定した。	地方公務員法第24条は、勤務時間等は条例で定めとし、自治体の自主性を重んじているが、同時に、国及び他の地方公共団体の職員との間に格差を失いように適当な考慮が払われなければならないこと。草加市を含む全国自治体で、労働基準法に定める標準労働時間(1日8時間)を超過する短時間勤務職員の任用が可能となり、地方公務員法第24条の改正により、その条件を満たさない短時間勤務職員の任用が可能となり、任用期間が3〜5年とされているもののため、身分上の安定性を欠き、活用を広げたい。9次提案(平成16年8月)において、兵庫県より任期付短時間勤務職員の任用の確保についての提案がなされたが、総務省からの回答は、在籍の確保は不適当であるとのことであった。それから3年が経過し、その間に厚生労働省でも多様なワークシェアリングの導入を進めており、その代表的なものとして短時間勤務職員(短時間正社員)を挙げると、官民を導いて、草加市・川口市・宇都宮市に取組が進められてきた。業務の特性に合わせた効率的な運用を図る上で、短時間勤務の雇用(任用)の安定性が不可欠である。そこで、条例で定める範囲及び条件のもとで、短時間、短日数の勤務に従事する職員を、任用を必ずしも任用できるものとした。あわせて、現行制度上、常勤職員及び非常勤職員に準ずる形で法定に定める範囲のみならず、地方公務員等共済組合(任用)の安定性が加入できようとした。いとも、任用に際しては競争試験を行い、給与は、職務給原則により対応する。自治体の先導的取組により、民間事業への波及も期待できると考えられる。	C	I	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、併せて正規職員との格差を正す観点から回答された。	C	I	当面の間、短時間勤務で業務遂行が可能な特定の職種に絞り込んで運用を想定しており、適用を広げる場合にも、その職種に応じて必要な人員を確保する職員を正規職員として処遇しようとするものであり、長期的にも人事管理上の問題はないと考える。また、想定される職種では、臨時職等により充てられている職員が多いため、自治体として運用の安定性を高め、職員を任期付の不安から解放することの意義は大きい。勤務条件の均等化については、現制度ではフレックスタイム制度など、各企業が実情に応じて制度を導入しており、本提案の勤務形態が一般的が否かではなく、働き方の選択肢が多様化しているという点も考慮し、併せて正規職員との格差を正す観点から回答された。	C	I	貴省の見解は、「地方公共団体の一般職の任用職員の採用に関する法律」によるものと認められるが、例外扱いとする理由は、任用を付された職員は身分上の安定性を欠き、活用を広げられ、従って、同法は短時間勤務職員には必ず任期を付さなければならないと定められていないと解される。自治体が行うべきサービスとして、そもそも短時間勤務が能率的かつ人事管理上の問題はない職種は任期を定める必要はないと認め、勤務条件の均等化を図る観点から、同法には抵触しないと考えられる。そこで、地方自治法第24条の規定により、条例でいづゆる常勤職員とは異なる別途の勤務時間及び日数を定めたいと考える。なお、国家公務員との均等化よりも不安定な勤務条件の是正を優先すべきと考える。	1 0 6 8 0 1 0	1 0 6 8 0 1 0	草加市	埼玉県	総務省			

